

○厚生労働省告示第三百五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二十三条の二の二十三第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年七月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第三の二十四の項使用目的又は効果の欄を次のように改める。

超音波を用いて、眼球内及びその周辺の形状、性状若しくは動態を可視化した画像情報又は角膜の厚さの測定情報並びに眼軸長の測定情報を診断のために提供すること。

別表第三の百九十六の項使用目的又は効果の欄を次のように改める。

歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いる鑄造用十四カラット金合金を作製するために歯科用金地金に添加すること。